

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 章 一般的事項</p> <p>第 1 1 節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効</p> <p>4 6 更正、決定等の期間制限</p> <p>租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別するとともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる期間を制限したものであること。（法 1 7 の 5 ・ 1 7 の 6 、 令 6 の 1 6 ）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) (1)により決定をすることができないこととなる日前3月以内にされた申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出（調査による更正決定を予知してされたものを除く。）に伴って行われることとなる不申告加算金についてする決定は、(1)にかかわらず、当該申告書の提出があった日から3月を経過する日まで、することができるものであること。</u></p> <p><u>(6) (1)から(5)までにかかわらず、偽りその他不正の行為により税額を免れ若しくは税額の還付を受けた地方税（当該脱税が地方税の一部である場合は当該地方税の全部）についての更正、決定若しくは賦課決定又はその地方税に係る加算金の決定は、特に課税の適正化を図り、税負担の公平を確保する必要があるため、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日までで行うことができるものであること。</u></p> <p><u>(7) (1)から(6)までによる期間制限によることとしたのではかえって課税の公平を欠くこととなる次のような特殊な場合における更正、決定等は、(1)から(</u></p>	<p>第 1 章 一般的事項</p> <p>第 1 1 節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効</p> <p>4 6 更正、決定等の期間制限</p> <p>租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別するとともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる期間を制限したものであること。（法 1 7 の 5 ・ 1 7 の 6 、 令 6 の 1 6 ）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) (1)から(4)までにかかわらず、偽りその他不正の行為により税額を免れ若しくは税額の還付を受けた地方税（当該脱税が地方税の一部である場合は当該地方税の全部）についての更正、決定若しくは賦課決定又はその地方税に係る加算金の決定は、特に課税の適正化を図り、税負担の公平を確保する必要があるため、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日までで行うことができるものであること。</p> <p>(6) (1)から(5)までによる期間制限によることとしたのではかえって課税の公平を欠くこととなる次のような特殊な場合における更正、決定等は、(1)から(</p>

6)までに規定した更正、決定等を行うことができる期間経過後においても、次に定める日までは行うことができるものであること。

ア～エ 略

(8) 所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、法人住民税、事業税（収入金額を課税標準として課するもの及び法人税が課されない法人に対して課するもの並びに法第72条の50第2項の規定により課するものを除く。）又は地方消費税についての更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定は、国税の確定と関連しているため、(1)から(7)までに掲げる期間経過後においても、①所得税、法人税又は消費税について更正又は決定があった場合は、その更正又は決定の通知が発せられた日の翌日から、②所得税、法人税又は消費税についての期限後申告書又は修正申告書の提出があった場合は、その提出があった日の翌日から、③所得税、法人税又は消費税に係る不服申立て又は訴えについての決定、裁決又は判決があった場合は、その裁決等があった日の翌日からそれぞれ起算して2年間行うことができるものであること。

第13節 雑則

6.2 事業者等への協力要請

徴税吏員は、地方税に関する調査について必要があるときは、事業者等に簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができるものであるが、その運用については次の諸点に留意すること。（法20の11）

(1) 法第20条の11の規定は、事業者等に対する徴税吏員の協力要請に法的根拠を与えるものであること。

(2)～(3) 略

第15節 延滞金及び還付加算金の割合等の特例

6.5 延滞金及び還付加算金の割合等の特例

(1) 法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合は、平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。）に

5)までに規定した更正、決定等を行うことができる期間経過後においても、次に定める日までは行うことができるものであること。

ア～エ 略

(7) 所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、法人住民税、事業税（収入金額を課税標準として課するもの及び法人税が課されない法人に対して課するもの並びに法第72条の50第2項の規定により課するものを除く。）又は地方消費税についての更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定は、国税の確定と関連しているため、(1)から(6)までに掲げる期間経過後においても、①所得税、法人税又は消費税について更正又は決定があった場合は、その更正又は決定の通知が発せられた日の翌日から、②所得税、法人税又は消費税についての期限後申告書又は修正申告書の提出があった場合は、その提出があった日の翌日から、③所得税、法人税又は消費税に係る不服申立て又は訴えについての決定、裁決又は判決があった場合は、その裁決等があった日の翌日からそれぞれ起算して2年間行うことができるものであること。

第13節 雑則

6.2 官公署等への協力要請

徴税吏員は、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署等に簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができるものであるが、その運用については次の諸点に留意すること。（法20の11）

(1) 法第20条の11の規定は、官公署等に対する徴税吏員の協力要請に法的根拠を与えるものであること。

(2)～(3) 略

第15節 延滞金及び還付加算金の割合等の特例

6.5 延滞金及び還付加算金の割合等の特例

法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合は、その年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に

年1%の割合を加算した割合をいうものであること。(法附則3の2①)

なお、平均貸付割合については、租税特別措置法の規定により、毎年11月30日までに告示されるものであること。

(2) 法附則第3条の2第2項の規定の適用を受ける場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合であること。(法附則3の2②)

(3) 法附則第3条の2第3項に規定する猶予特例基準割合は、平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合をいうものであること。(法附則3の2③)

(4) 法附則第3条の2第4項に規定する還付加算金特例基準割合は、平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合をいうものであること。(法附則3の2④)

(5) (1)から(4)までの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、(1)から(4)までに規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1%未満の割合であるときは年0.1%の割合とするものであること。(法附則3の2⑤)

なお、(1)から(4)までの特例の適用がある場合の各年における延滞金及び還付加算金の割合については、各地方団体においては、納税者に対し十分な周知を図るよう努めるべきものであること。

第2章 道府県民税

第1節 通則

第1 納税義務者

3 法人の道府県民税の課税については、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 公益法人等(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第6号の公益法人

年1%の割合を加算した割合をいうものであること。(法附則3の2、令附則3の2)

なお、これらの特例の適用がある場合の各年における延滞金及び還付加算金の割合については、各地方団体においては、納税者に対し十分な周知を図るよう努めるべきものであること。

第2章 道府県民税

第1節 通則

第1 納税義務者

3 法人の道府県民税の課税については、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 公益法人等(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第6号の公益法人

等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。）のうち、法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び法第24条第6項の規定により法人とみなされたものに対する法人税割は、これらの法人の収益事業又は法人課税信託（法第24条第1項第4号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。）の信託事務を行う事務所又は事業所所在の道府県において課するものであるが、退職年金等積立金に対する法人税に係る法人税割については、収益事業を行う事務所又は事業所所在の道府県に限らず課されるものであること。（法24①・⑤）

なお、均等割については、収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所に限らず、これらの法人の事務所、事業所又は寮等（寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設をいう。以下この章において同じ。）所在の道府県において課されるものであること。

(3)及び(4) 略

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

9 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。）のうち、法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び法第24条第6項の規定により法人とみなされたものに対する法人税割は、これらの法人の収益事業又は法人課税信託（法第24条第1項第4号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。）の信託事務を行う事務所又は事業所所在の道府県において課するものであるが、退職年金等積立金に対する法人税に係る法人税割については、収益事業を行う事務所又は事業所所在の道府県に限らず課されるものであること。（法24①・⑤）

なお、均等割については、収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所に限らず、これらの法人の事務所、事業所又は寮等（寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設をいう。以下この章において同じ。）所在の道府県において課されるものであること。

(3)及び(4) 略

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

9 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から令和3年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

(2)及び(3) 略

9の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から令和3年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から平成31年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

(2)及び(3) 略

9の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から平成31年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価

の額を控除した残額を限度とされているものであること。（法附則４の２①Ⅰ）
（２）及び（３） 略

12の2 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（（３）から（７）までに掲げるものに関しては、それぞれ当該道府県の条例で定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の4（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下この章において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合は、100分の2）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の4（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2）に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額）を当該納税義務者の法第35条及び第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。（法37の2①）

（１）～（３） 略

（４） 次に掲げる法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金

ア 略

イ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号又は第3号から第6号までに掲げる業務を主たる目的とするものに限る。）

ウ～キ 略

（５） 略

の額を控除した残額を限度とされているものであること。（法附則４の２①Ⅰ）
（２）及び（３） 略

12の2 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（（３）から（７）までに掲げるものに関しては、それぞれ当該道府県の条例で定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の4（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下この章において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合は、100分の2）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の4（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2）に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額）を当該納税義務者の法第35条及び第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。（法37の2①）

（１）～（３） 略

（４） 次に掲げる法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金

ア 略

イ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号又は第3号から第5号までに掲げる業務を主たる目的とするものに限る。）

ウ～キ 略

（５） 略

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する場合は、当該申請書の提出が書面により行われたものとみなす_____ものであること。この場合、当該電子情報処理組織を使用する申告特例対象寄附者は、当該申請書を書面により提出するときに記載すべきこととされている事項を、申告特例対象寄附者の使用に係る電子計算機から入力することにより申請しなければならないこと。（法附則7③・④）

(6)～(12) 略

13の3の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4の2①～④）

(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から令和3年までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から令和3年までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

(2)～(5) 略

第5 申告

15の2 給与所得者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。（法45の3の2）

(1) 給与所得者の扶養親族申告書は、この申告書により把握した16歳未満の扶養親族の数_____を、給与支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

(2) 給与所得者の扶養親族申告書は、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書（所得税法第194条第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。）と合わせ

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する場合は、当該申請書の提出が書面により行われたものとみなすことができるものであること。この場合、当該電子情報処理組織を使用する申告特例対象寄附者は、当該申請書を書面により提出するときに記載すべきこととされている事項を、申告特例対象寄附者の使用に係る電子計算機から入力することにより申請しなければならないこと。（法附則7③・④）

(6)～(12) 略

13の3の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4の2①～④）

(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から平成33年までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から平成33年までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

(2)～(5) 略

第5 申告

15の2 給与所得者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。（法45の3の2）

(1) 給与所得者の扶養親族等申告書は、この申告書により把握した16歳未満の扶養親族の数及び単身児童扶養者の該当の有無を、給与支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

(2) 給与所得者の扶養親族等申告書は、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書（所得税法第194条第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。）と合わせ

て1枚用紙によるものとする。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」（平成22年8月23日付け総税市第61号）により取り扱うこと。

(3) 規則第2条の3の3第10項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手續として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4) 給与所得者は、国外扶養親族証明書類を給与支払者を經由せずに市町村長に提出する場合においても、給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 略

(6) 給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア及びイ 略

(7) 給与支払者に提出された給与所得者の扶養親族申告書及び国外扶養親族証明書類は、その給与支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) 給与所得者の扶養親族申告書の提出後、その記載内容に異動があったとき

て1枚用紙によるものとする。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」（平成22年8月23日付け総税市第61号）により取り扱うこと。

(3) 規則第2条の3の3第10項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手續として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4) 給与所得者は、国外扶養親族証明書類を給与支払者を經由せずに市町村長に提出する場合においても、給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 略

(6) 給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア及びイ 略

(7) 給与支払者に提出された給与所得者の扶養親族等申告書及び国外扶養親族証明書類は、その給与支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) 給与所得者の扶養親族等申告書の提出後、その記載内容に異動があったとき

と一連の手續として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること

(4) 公的年金等受給者は、国外扶養親族証明書類を公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出する場合においても、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 略

(6) 公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア及びイ 略

(7) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の扶養親族申告書及び国外扶養親族証明書類（規則第2条の2第6項第2号に掲げるものを除く。）は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) その他公的年金等受給者の扶養親族申告書の取扱いについては、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の取扱いに準ずるものとする。

第11 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

36 ただし、平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間にした土地の譲渡等については、法附則第33条の3第1項の特例措置は適用されないことに留意すること。（法附則33の3④）

第12 譲渡所得の課税の特例

38 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 長期譲渡所得に係る所得割の額は、長期譲渡所得の金額に係る課税長期譲渡所得金額の100分の2（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の1）に相当する金額とされているが、課税長期譲渡所得金

と一連の手續として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること

(4) 公的年金等受給者は、国外扶養親族証明書類を公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出する場合においても、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 略

(6) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア及びイ 略

(7) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の扶養親族等申告書及び国外扶養親族証明書類（規則第2条の2第6項第2号に掲げるものを除く。）は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) その他公的年金等受給者の扶養親族等申告書の取扱いについては、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の取扱いに準ずるものとする。

第11 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

36 ただし、平成10年1月1日から平成32年3月31日までの間にした土地の譲渡等については、法附則第33条の3第1項の特例措置は適用されないことに留意すること。（法附則33の3④）

第12 譲渡所得の課税の特例

38 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 長期譲渡所得に係る所得割の額は、長期譲渡所得の金額に係る課税長期譲渡所得金額の100分の2（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の1）に相当する金額とされているが、課税長期譲渡所得金

額の計算に当たっては、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、(1)の長期譲渡所得の金額から、これらの規定により同法第31条第1項の長期譲渡所得の金額から控除すべき金額を控除した金額とされているものであること。(法附則34①)

(3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条の2第1項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。(法附則34の2③)

(4)及び(5) 略

第3節 法人の道府県民税

46の2 内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額(同法第66条の7第5項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下46の2において同じ。)又は個別控除対象所得税額等相当額(同法第68条の91第4項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下46の2において同じ。)のうち、同法第66条の7第5項に規定する法人税の額及び同条第11項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第68条の91第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定する所得地方法人税額の合計額を超える額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たって

額の計算に当たっては、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には、(1)の長期譲渡所得の金額から、これらの規定により同法第31条第1項の長期譲渡所得の金額から控除すべき金額を控除した金額とされているものであること。(法附則34①)

(3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条の2第1項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。(法附則34の2③)

(4)及び(5) 略

第3節 法人の道府県民税

46の2 内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額(同法第66条の7第4項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下46の2において同じ。)又は個別控除対象所得税額等相当額(同法第68条の91第4項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下46の2において同じ。)のうち、同法第66条の7第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第68条の91第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定する所得地方法人税額の合計額を超える額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たって

は、次の諸点に留意すること。（法53㉔）

(1)～(3) 略

(4) 法第53条第24項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる所得税等の額（租税特別措置法第66条の7第5項又は第68条の91第4項に規定する所得税等の額をいう。以下(4)において同じ。）は、所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類に当該計算の基礎となる当該所得税等の額として記載された金額を限度とするものであること。（令9の6の2㉔）

49の2 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下49の2において同じ。）若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいい、同条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下49の2において同じ。）が、地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下49の2において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下49の2において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下49の2において「寄附金支出事業年度」という。）又は当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度（以下

は、次の諸点に留意すること。（法53㉔）

(1)～(3) 略

(4) 法第53条第24項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる所得税等の額（租税特別措置法第66条の7第4項又は第68条の91第4項に規定する所得税等の額をいう。以下(4)において同じ。）は、所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類に当該計算の基礎となる当該所得税等の額として記載された金額を限度とするものであること。（令9の6の2㉔）

49の2 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から平成32年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下49の2において同じ。）若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいい、同条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下49の2において同じ。）が、地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下49の2において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下49の2において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下49の2において「寄附金支出事業年度」という。）又は当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度（以下

49の2において「寄附金支出連結事業年度」という。)において、法附則第8条の2の2第1項から第6項までの規定による控除(以下49の2において「特定寄附金税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額(2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第57条第1項の規定による道府県民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の5.7に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度又は当該寄附金支出連結事業年度の特定寄附金税額控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合の道府県民税の法人税割額(当該法人税割額のうち法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の道府県民税の法人税割額とする。)の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。(法附則8の2の2①・③)

(4) 略

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあっては次に掲げる事項の適用前の法人税額(法人税法第81条の19第1項(同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。))及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)を、外国法人にあっては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((14)及び(15)を除く。)の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法23①IV)

49の2において「寄附金支出連結事業年度」という。)において、法附則第8条の2の2第1項から第6項までの規定による控除(以下49の2において「特定寄附金税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額(2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第57条第1項の規定による道府県民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の5に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度又は当該寄附金支出連結事業年度の特定寄附金税額控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合の道府県民税の法人税割額(当該法人税割額のうち法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の道府県民税の法人税割額とする。)の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。(法附則8の2の2①・③)

(4) 略

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあっては次に掲げる事項の適用前の法人税額(法人税法第81条の19第1項(同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。))及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)を、外国法人にあっては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((14)及び(15)を除く。)の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法23①IV)

- (1) 略
- (2) 法人税額からの外国税額の控除（法人税法69・144の2、措置法66の7①・66の9の3①）
- (3) 法人税額からの分配時調整外国税相当額の控除（法人税法69の2・144の2の2、措置法9の3の2⑦・9の6④・9の6の2④・9の6の3④・9の6の4④）
- (4) 略
- (5) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除及び特別試験研究費に係る法人税額の特別控除 _____
_____（中小企業者等（租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等をいう。以下50及び50の2において同じ。）の試験研究費に係るものを除く。）（措置法42の4、法附則8①・②）
- (6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措置法42の10②・⑤・⑥）
- (7)～(12) 略
- (13) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5の2②・⑤・⑥、法附則8⑮）
- (14) 法人税額からの外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法66の7④～⑥・⑧～⑩）

(15) 略

50の2 50(5)、(8)、(9)、(10)、(12)及び(13)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 法人が50(13)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した日の現況

- (1) 略
- (2) 法人税額からの外国税額の控除（法人税法69 _____、措置法66の7①・66の9の3①）
- (3) 法人税額からの分配時調整外国税相当額の控除（法人税法69の2 _____、措置法9の3の2⑦・9の6④・9の6の2④・9の6の3④・9の6の4④）
- (4) 略
- (5) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、特別試験研究費 _____に係る法人税額の特別控除及び売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等（租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等をいう。以下50及び50の2において同じ。）の試験研究費に係るものを除く。）（措置法42の4、法附則8①・②）
- (6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措置法42の10②・⑥・⑦）
- (7)～(12) 略
- (13) 革新的情報産業活用設備 _____を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の6②・⑤・⑥ _____、法附則8⑮）
- (14) 法人税額からの外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法66の7④・⑤・⑦～⑨）

(15) 略

50の2 50(5)、(8)、(9)、(10)、(12)及び(13)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 法人が50(13)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした革新的情報産業活用設備 _____を事業の用に供した日の現況

により判定するものとする。

50の4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合には、当該法人税の負担額として帰せられる金額に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合には、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額を差し引いた額をいうものであること。（法23④IVのⅢ）

(1)～(4) 略

(5) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除及び特別試験研究費に係る法人税額の特別控除

（法附則第8条第3項に規定する中小連結親法人等（以下50の4及び50の6において「中小連結親法人等」という。）の試験研究費に係るものを除く。）（措置法68の9、法附則8③・④）

(6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措置法68の14②・⑥・⑦）

(7)～(12) 略

(13) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の6の2、法附則8⑩）

(14)～(15) 略

50の6 50の4(5)、(8)、(9)、(10)、(12)及び(13)における中小連結親法人等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 法人が50の4(13)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうか

により判定するものとする。

50の4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合には、当該法人税の負担額として帰せられる金額に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合には、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額を差し引いた額をいうものであること。（法23④IVのⅢ）

(1)～(4) 略

(5) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（法附則第8条第3項に規定する中小連結親法人等（以下50の4及び50の6において「中小連結親法人等」という。）の試験研究費に係るものを除く。）（措置法68の9、法附則8③・④）

(6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措置法68の14②・⑦・⑧）

(7)～(12) 略

(13) 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の7、法附則8⑩）

(14)～(15) 略

50の6 50の4(5)、(8)、(9)、(10)、(12)及び(13)における中小連結親法人等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 法人が50の4(13)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうか

かは、その取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

第3章 事業税

第1節 通則

第1 納税義務及び納税義務者

1の2 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。)以外の事業のうち、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(法第72条の4第1項各号に掲げる法人(公共法人)、法第72条の5第1項各号に掲げる法人(2の2において「公益法人等」という。)、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人(特別法人)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等(1の3において「人格のない社団等」という。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この章において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)を除く。)が行う事業が、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税の対象となるものであるが、次の諸点に留意すること。(法72の2①・②)

(1)～(3) 略

1の7 法人課税信託の受託者に係る事業税については、原則として各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとにそれぞれ別の者とみなして取り扱うものであること。なお、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに規定する法人で受託法人である者に対しては、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を課することができないものであるが、同項第1号イに規定する法人で受託法人である者に対する法第72条の24の7第1項及び第4項の規定の適用については、その他の法人の区分が適用され、法第72条の2第1項第3号イに規定する法人で受託法人

かは、その取得等をした革新的情報産業活用設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

第3章 事業税

第1節 通則

第1 納税義務及び納税義務者

1の2 収入金額課税事業_____以外の事業のうち、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(法第72条の4第1項各号に掲げる法人(公共法人)、法第72条の5第1項各号に掲げる法人(2の2において「公益法人等」という。)、法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人(特別法人)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等(1の3において「人格のない社団等」という。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この章において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)を除く。)が行う事業が、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税の対象となるものであるが、次の諸点に留意すること。(法72の2①・②)

(1)～(3) 略

1の7 法人課税信託の受託者に係る事業税については、原則として各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとにそれぞれ別の者とみなして取り扱うものであること。なお、法第72条の2第1項第1号イ_____に規定する法人で受託法人である者に対しては、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を課することができないものであるが、その場合における_____法第72条の24の7第1項及び第3項の規定の適用については、その他の法人の区分が適用される

である者に対する法第72条の24の7第3項の適用については、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人の区分が適用され、事業税の額は法第72条の24の7第3項第1号イに定める金額とするものであることに留意すること。（法72の2の2）

第2節 法人事業税

第4 課税標準の算定

1 付加価値額総論

4の1の1 法第72条の12第1号の各事業年度の付加価値額とは、各事業年度の報酬給与額、純支払利子（支払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除したもの）、純支払賃借料（支払賃借料の合計額から受取賃借料の合計額を控除したもの）及び単年度損益の合計額であること。なお、受取利子の額の合計額が支払利子の額の合計額を超える場合又は受取賃借料の合計額が支払賃借料の合計額を超える場合には純支払利子又は純支払賃借料はそれぞれ0とするものであるが、単年度損益は負となる場合であっても0とはしないことに留意すること。（法72の14・72の15①・72の16①・72の17①）

2 報酬給与額の算定

4の2の17 法附則第9条第13項及び第14項に規定する控除の要件については、原則として、法人税と同様の取扱いとされているものであるが、当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事業税においては、適用するものであること。また、連結法人については、単体法人ごとに適用するものであることに留意すること。ただし、継続雇用者給与等支給額、継続雇用者比較給与等支給額、国内設備投資額及び当期償却費総額については、単体法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人の全体について計算した額のいずれかの場合に要件を満たしていれば足りるものであること。

非課税事業若しくは収入金額課税事業（以下この章において「非課税事業等」という。）、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下こ

ものであることに留意すること。（法72の2の2）

第2節 法人事業税

第4 課税標準の算定

1 付加価値額総論

4の1の1 法第72条の12第1号イの各事業年度の付加価値額とは、各事業年度の報酬給与額、純支払利子（支払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除したもの）、純支払賃借料（支払賃借料の合計額から受取賃借料の合計額を控除したもの）及び単年度損益の合計額であること。なお、受取利子の額の合計額が支払利子の額の合計額を超える場合又は受取賃借料の合計額が支払賃借料の合計額を超える場合には純支払利子又は純支払賃借料はそれぞれ0とするものであるが、単年度損益は負となる場合であっても0とはしないことに留意すること。（法72の14・72の15①・72の16①・72の17①）

2 報酬給与額の算定

4の2の17 法附則第9条第13項及び第14項に規定する控除の要件については、原則として、法人税と同様の取扱いとされているものであるが、当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事業税においては、適用するものであること。また、連結法人については、単体法人ごとに適用するものであることに留意すること。ただし、継続雇用者給与等支給額、継続雇用者比較給与等支給額、国内設備投資額及び当期償却費総額については、単体法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人の全体について計算した額のいずれかの場合に要件を満たしていれば足りるものであること。

なお、従業者数按分により非課税事業及び収入金額課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この章において「所得等課税事業

の章において「所得等課税事業」という。）又は同項第3号に掲げる事業（以下この章において「収入金額等課税事業」という。）のうち複数の事業を併せて行う法人の付加価値割の課税標準はそれぞれの事業ごとに算定するものであり、法附則第9条第13項及び第14項（これらの規定を第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により控除する金額については、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額によるものであること。（法附則9⑬～⑯、令附則6の2④・⑤）

(1) 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を、雇用者給与等支給額のうちそれぞれの事業に係る額（当該額の計算が困難であるときは、雇用者給与等支給額に、法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所（外国法人にあっては、恒久的施設）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。（3）において同じ。）のうちそれぞれの事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額）で按分したものに、それぞれの事業に係る雇用安定控除率を乗じて計算した金額

(2) 非課税事業等と所得等課税事業又は収入金額等課税事業とを併せて行う法人 法附則第9条第16項の規定により読み替えて適用される同条第13項又は第14項により計算した金額（特定雇用者給与等支給額の計算が困難であるときは、令附則第6条の2第4項で定めるところにより計算した金額）

(3) 非課税事業等、所得等課税事業及び収入金額等課税事業を併せて行う法人 (2)と同様に計算した金額。この場合において、特定雇用者給与等支給額については、所得等課税事業と収入金額等課税事業のそれぞれの事業ごとに計算するものであり、その計算が困難であるときは、令附則第6条の2第4項で定めるところにより計算するものであるが、同項の非課税事業等以外の事業に係る者の数は、所得等課税事業と収入金額等課税事業のそれぞれの事業ごとの従業者数を用い

」という。）に係る雇用者給与等支給額を算定する場合の按分の基準となる従業者数については、4の6の10の取扱いに準じるものであること。（令附則6の2④・⑤）

るものであること。

なお、従業者数については、4の6の10の取扱いに準ずるものであること。

6 資本金等の額の算定

4の6の1 法第72条の12第2号の各事業年度の資本金等の額とは、各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額によるものであり、これらの具体的な算定については、法人税の例によるものであるが、会社法に規定する剰余金を同法の規定により資本金とした場合又は同法に規定する資本金を同法の規定により損失の填補に充てた場合などについてはこの限りではないこと。また、外国法人の各事業年度の資本金等の額については、法人税法第142条の4第1項に規定する外国法人の各事業年度の恒久的施設に係る自己資本の額とは異なることに留意すること。なお、外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額によるものであり、電信売買相場の仲値は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これによることを認めるものであること。

また、法第72条の21第1項本文の規定により計算した金額が、各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を下回る場合には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を資本割の課税標準とすること。（法72の21①・②）

4の6の3 内国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

- (1) 収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の26①）
- (2) 一定の要件を満たす持株会社の資本金等の額の算定（法72の21⑥、令20の2の22・20の2の23）

6 資本金等の額の算定

4の6の1 法第72条の12第1号ロの各事業年度の資本金等の額とは、各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額によるものであり、これらの具体的な算定については、法人税の例によるものであるが、会社法に規定する剰余金を同法の規定により資本金とした場合又は同法に規定する資本金を同法の規定により損失の填補に充てた場合などについてはこの限りではないこと。また、外国法人の各事業年度の資本金等の額については、法人税法第142条の4第1項に規定する外国法人の各事業年度の恒久的施設に係る自己資本の額とは異なることに留意すること。なお、外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額によるものであり、電信売買相場の仲値は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これによることを認めるものであること。

また、法第72条の21第1項本文の規定により計算した金額が、各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を下回る場合には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を資本割の課税標準とすること。（法72の21①・②）

4の6の3 内国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

- (1) 収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の25①）
- (2) 一定の要件を満たす持株会社の資本金等の額の算定（法72の21⑥、令20の2の21・20の2の22）

(3) 外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（法72の22①、令20の2の24）

(4) 非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の26③）

(5) 略

(6) 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人のそれぞれの事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の26⑥）

4の6の4 外国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

(1) 外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（法72の22②、令20の2の25）

(2) 収入金額課税事業又は非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の26④）

(3) 略

(4) 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人のそれぞれの事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の26⑦）

4の6の9 内国法人について、当該内国法人の特定子会社に対する貸付金がある場合又は当該特定子会社の発行する社債を保有している場合には、当該内国法人が当該特定子会社の株式等を直接保有しているか否かにかかわらず、当該貸付金等は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含まれないものであること。（令20の2の21IV）

なお、内国法人が特定子会社に対し、外国政府等を通じて間接に金銭の貸付けを行っている場合において、当該外国政府等が当該内国法人から貸し付けられた金銭の額と同額の貸付けを当該特定子会社に対して行うことが契約等において明示されている場合には、当該貸付金は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含めないものとする。

4の6の10 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の

(3) 外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（法72の22①、令20の2の23）

(4) 非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の25③）

(5) 略

4の6の4 外国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

(1) 外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（法72の22②、令20の2の24）

(2) 収入金額課税事業又は非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（令20の2の25④）

(3) 略

4の6の9 内国法人について、当該内国法人の特定子会社に対する貸付金がある場合又は当該特定子会社の発行する社債を保有している場合には、当該内国法人が当該特定子会社の株式等を直接保有しているか否かにかかわらず、当該貸付金等は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含まれないものであること。（令20の2の21IV）

なお、内国法人が特定子会社に対し、外国政府等を通じて間接に金銭の貸付けを行っている場合において、当該外国政府等が当該内国法人から貸し付けられた金銭の額と同額の貸付けを当該特定子会社に対して行うことが契約等において明示されている場合には、当該貸付金は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含めないものとする。

4の6の10 非課税事業又は収入金額課税事業（(4)において「非課税事業等」と

事業を_____併せて行う法人の資本金等の額の按分の基準となる
従業者数については、以下の取扱いによるものであること。（令20の2の26）

(1)～(3) 略

(4) 従業者数は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合には、事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在におけるそれぞれの事業の従業者数をいうものであり、法第72条の48第4項第1号ただし書のような計算は行わないものであること。

ただし、次に掲げる場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下(4)及び(6)において「所得等課税事業等」という。）の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下(4)において同じ。）を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における非課税事業等の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数で除して得た値で按分し、所得等課税事業等に係る資本金等の額とすること。

ア 所得等課税事業等を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合

イ 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合

ウ 非課税事業等と所得等課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において非課税事業等又は所得等課税事業等を廃止した場合

また、次に掲げる場合には、それぞれの事業について、当該事業年度に属する各月の末日現在における当該事業の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における他方の事業の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数で除して得た値で按分し、それぞれの事業に係る資本金等の額とすること。

いう。）と所得等課税事業とを併せて行う法人の資本金等の額の按分の基準となる
従業者数については、以下の取扱いによるものであること。（令20の2の25）

(1)～(3) 略

(4) 従業者数は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合には、事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在におけるそれぞれの事業の従業者数をいうものであり、法第72条の48第4項第1号ただし書のような計算は行わないものであること。

ただし、次に掲げる場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における所得等課税事業_____

_____の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下(4)において同じ。）を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における非課税事業等の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を_____合計した数で除して得た値で按分すること_____とすること。

ア 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合

イ 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合

ウ 非課税事業等と所得等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の中途において非課税事業等又は所得等課税事業を廃止した場合

と。

ア 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業を開始した場合

イ 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合

ウ 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を廃止した場合

(5) 略

(6) それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業等の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準により按分するものとする。

この場合において、それぞれの事業の従業者数についてその数に1人に満たない端数を生じた場合には、これを1人とするものであること。

7 所得の算定

4の7の4 法人の前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額及び法人の前10年以内に生じた法人税法第58条に規定する災害による棚卸資産又は固定資産の損失の金額に係る繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。(法72の23①・④、平成30年改正法附則6⑨、令20の3・21・21の2)

(1) 個別欠損金額とは、個別帰属損金額が個別帰属益金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいい、法人税法第81条の18第1項に規定する個別欠損金額とは異なるものであること。(法72の23④)

(2) 略

(3) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の所得の算定上生じた欠損金額又は個別欠損金額で、各事業年度の所得等課税事業又は収入金額等課税事業(法第72条の2第1項第3号ロに掲

(5) 略

(6) それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準により按分するものとする。

この場合において、それぞれの事業の従業者数についてその数に1人に満たない端数を生じた場合には、これを1人とするものであること。

7 所得の算定

4の7の4 法人の前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額及び法人の前10年以内に生じた法人税法第58条に規定する災害による棚卸資産又は固定資産の損失の金額に係る繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。(法72の23①・④、平成30年改正法附則6⑨、令20の3・21・21の2)

(1) 個別欠損金額とは、個別帰属損金額が個別帰属益金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいい、法人税法第81条の18第1項に規定する個別欠損金額とは異なるものであること。(法72の23③)

(2) 略

(3) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人の所得の算定上生じた欠損金額又は個別欠損金額で、各事業年度の

げる法人が行う事業に限る。)に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額又は個別欠損金額に限るものであること。

この場合において、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第6条第9項又は令第21条の2の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額について、これらの規定に規定する特定ガス供給業（以下(3)において「特定ガス供給業」という。）に係る部分と一般ガス導管事業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業をいう。4の9の4及び9の6の2において同じ。）又は特定ガス導管事業（同条第7項に規定する特定ガス導管事業をいう。4の9の4及び9の6の2において同じ。）に係る部分とを区分して特定ガス供給業の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を、欠損金額又は個別欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して特定ガス供給業の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定することが適当であること。（平成30年改正法附則6⑨、令21の2）

また、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額について、同項に規定する小売電気事業等又は発電事業等に係る部分と法第72条の2の2第1項第2号に規定する電気供給業に係る部分とを区分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を、欠損金額又は個別欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定す

所得の計算上繰越控除が認められる金額は、所得等課税事業について生じた欠損金額又は個別欠損金額に限るものであること。

この場合において、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第6条第9項又は令第21条の2の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額について、これらの規定に規定する特定ガス供給業（以下(3)において「特定ガス供給業」という。）に係る部分と一般ガス導管事業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業をいう。4の9の4及び9の6の2において同じ。）又は特定ガス導管事業（同条第7項に規定する特定ガス導管事業をいう。4の9の4及び9の6の2において同じ。）に係る部分とを区分して特定ガス供給業の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を、欠損金額又は個別欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によりあん分して特定ガス供給業の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定することが適当であること。（平成30年改正法附則6⑨、令21の2）

ることが適当であること。(令和2年改正法附則6②)

(4) 略

8 非課税事業を行う法人の付加価値額及び所得の算定

4の8の4 非課税事業、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人で共通経費等の区分の困難なものについては、便宜上これをそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分して算定するものとする。また、その経理を区分することが困難であるものについては、それぞれの事業を通じて算定した付加価値額の総額又は所得の総額若しくは欠損金額若しくは個別欠損金額をそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分してそれぞれの事業に係る付加価値額又は所得を算定することが適当であること。

9 収入金額の算定

4の9の5 収入金額課税事業(電気供給業等に限る。以下4の9の5において同じ。)、収入金額等課税事業又は所得等課税事業のうち複数の事業を併せて行っている場合においては、もとより、課税標準の分割計算に基づく課税をなすべきであるが、この場合において各事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を各事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分した額をもって各事業の収入金額、付加価値額又は所得を算定するものであること。

4の9の9 一般に所得等課税事業、収入金額課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の部門の事業を併せて行う法人の納付すべき事業税額は、原則として事業部門毎にそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によるべきものであるが、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、事業部門毎に別々に課税標準額及び税額を算定しない

(4) 略

8 非課税事業を行う法人の付加価値額及び所得の算定

4の8の4 所得等課税事業と非課税事業と

を併せて行う法人で共通経費等の区分の困難なものについては、便宜上これをそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分して算定するものとする。また、その経理を区分することが困難であるものについては、それぞれの事業を通じて算定した付加価値額の総額又は所得の総額若しくは欠損金額若しくは個別欠損金額をそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分してそれぞれの事業に係る付加価値額又は所得を算定することが適当であること。

9 収入金額の算定

4の9の5 電気供給業等を行う法人が所得等課税事業

_____を併せて行っている場合においては、もとより、課税標準の分割計算に基づく課税をなすべきであるが、この場合において両事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を両事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分した額をもって所得等課税事業の付加価値額又は所得を算定するものであること。

4の9の9 一般に所得等課税と収入金額課税との両部門

_____の事業を併せて行う法人の納付すべき事業税額は、原則として各事業部門毎にそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によるべきものであるが、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、両事業部門毎に別々に課税標準額及び税額を算定しない

のであること。(法72の24の2③)

10 外国において事業を行う内国法人の課税標準の算定

4の10 内国法人が外国に恒久的施設に相当するものを有する場合には、当該内国法人の事業の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額から外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を控除して得た額が当該内国法人の付加価値割、資本割、所得割又は収入割の課税標準となるものであるが、その取扱いの細部については別途「事業税における国外所得等の取扱いについて」(平成16年4月1日総税都第16号)により通知するところによるものであること。(法72の19・72の22・72の24・72の24の3)

なお、従業者数按分により控除すべき外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を算定する場合の按分の基準となる従業者数については、4の6の10の取扱いに準じるものであること。(令20の2の20・20の2の24・20の2の25・21の9・23)

4の11 外国法人の資本金等の額から従業者数按分により控除すべき外国の事業に帰属する資本金等の額を算定する場合の按分の基準となる従業者数について、当該外国法人の恒久的施設と他の法人の事務所等に兼務している者については、原則として当該外国法人の恒久的施設及び当該他の法人の事務所等それぞれの従業者として取り扱うものであるが、関係法令の規定があるため国内においてのみ多数の従業者が兼務している等の理由により、この取扱いによることが不合理であると認められる場合には、当該兼務している者の合計数を、当該外国法人の恒久的施設及び当該他の法人の事務所等に係る当該兼務している者の勤務時間の合計数等の最も妥当と認められる基準により按分することとしても差し支えないものであること。(令20の2の25)

この場合において、次に掲げる事項に留意すること。

(1)及び(2) 略

第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

のであること。(法72の24の2③)

10 外国において事業を行う内国法人の課税標準の算定

4の10 内国法人が外国に恒久的施設に相当するものを有する場合には、当該内国法人の事業の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額から外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を控除して得た額が当該内国法人の付加価値割、資本割、所得割又は収入割の課税標準となるものであるが、その取扱いの細部については別途「事業税における国外所得等の取扱いについて」(平成16年4月1日総税都第16号)により通知するところによるものであること。(法72の19・72の22・72の24・72の24の3)

なお、従業者数按分により控除すべき外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を算定する場合の按分の基準となる従業者数については、4の6の10の取扱いに準じるものであること。(令20の2の19・20の2の23・20の2の24・21の8・23)

4の11 外国法人の資本金等の額から従業者数按分により控除すべき外国の事業に帰属する資本金等の額を算定する場合の按分の基準となる従業者数について、当該外国法人の恒久的施設と他の法人の事務所等に兼務している者については、原則として当該外国法人の恒久的施設及び当該他の法人の事務所等それぞれの従業者として取り扱うものであるが、関係法令の規定があるため国内においてのみ多数の従業者が兼務している等の理由により、この取扱いによることが不合理であると認められる場合には、当該兼務している者の合計数を、当該外国法人の恒久的施設及び当該他の法人の事務所等に係る当該兼務している者の勤務時間の合計数等の最も妥当と認められる基準により按分することとしても差し支えないものであること。(令20の2の24)

この場合において、次に掲げる事項に留意すること。

(1)及び(2) 略

第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

5の1 各事業年度の開始の前日に開始した内国法人の付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理したところに基づくもの（以下5の1において「仮装経理事業税額」という。）については当該各事業年度（当該更正の日以後に終了する事業年度に限る。）の付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、次の諸点に留意すること。（法72の24の10）

(1) 控除は、更正の日以後に終了する事業年度の確定申告に係る事業税額（当該確定申告に係る申告書を提出すべき事業年度の確定申告書を提出すべき事業年度分の修正申告及び更正又は決定に係る事業税額を含む。）から行うものであり、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、控除を付加価値割、資本割、所得割又は収入割から行う場合には、所得割、付加価値割、資本割、収入割の順に行うことに留意すること。（法72の24の10①）

(2)～(5) 略

5の2 道府県は、租税条約の実施に係る還付すべき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度の開始の日から1年以内に開始する各事業年度の事業税額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法72の24の11）

(1)～(3) 略

(4) 繰越控除は、各事業年度の法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の確定申告に係る事業税額から行うものであり、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、繰越控除を付加価値割、資本割、所得割又は収入割から行う場合には、所得割、付加価値割、資本割、収入割の順に行うことに留意すること。

5の1 各事業年度の開始の前日に開始した内国法人の付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理したところに基づくもの（以下5の1において「仮装経理事業税額」という。）については当該各事業年度（当該更正の日以後に終了する事業年度に限る。）の付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、次の諸点に留意すること。（法72の24の10）

(1) 控除は、更正の日以後に終了する事業年度の確定申告に係る事業税額（当該確定申告に係る申告書を提出すべき事業年度の確定申告書を提出すべき事業年度分の修正申告及び更正又は決定に係る事業税額を含む。）から行うものであるが、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税の対象となる法人（以下この章において「外形対象法人」という。）については、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、控除を付加価値割、資本割及び所得割から行う場合には、所得割、付加価値割、資本割の順に行うことに留意すること。（法72の24の10①）

(2)～(5) 略

5の2 道府県は、租税条約の実施に係る還付すべき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度の開始の日から1年以内に開始する各事業年度の事業税額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法72の24の11）

(1)～(3) 略

(4) 繰越控除は、各事業年度の法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の確定申告に係る事業税額から行うものであるが、外形対象法人については、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、繰越控除を付加価値割、資本割及び所得割から行う場合には、所得割、付加価値割、資本割の順に行うことに留意すること。

また、事業税額からの税額控除としては、まず仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。（法72の24の11⑤）

5の3 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に、青色申告書の提出の承認を受けている法人又は青色申告書の提出の承認を受けていない法人で連結申告法人に該当するものが、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下5の3において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下5の3において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、法附則第9条の2の2の規定による控除（以下5の3及び5の4(2)において「特定寄附金税額控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定寄附金税額控除は、法第72条の25、第72条の26第1項ただし書、第72条の28又は第72条の31第2項若しくは第3項の申告に係る事業税額から行うものであり、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、当該控除を付加価値割、資本割、所得割又は収入割から行う場合には、所得割、付加価値割、資本割、収入割の順に行うことに留意すること。（法附則9の2の2①）

また、事業税額からの税額控除としては、まず特定寄附金税額控除をし、次に仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約

また、事業税額からの税額控除としては、まず仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。（法72の24の11⑤）

5の3 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から平成32年3月31日までの間に、青色申告書の提出の承認を受けている法人又は青色申告書の提出の承認を受けていない法人で連結申告法人に該当するものが、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下5の3において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下5の3において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、法附則第9条の2の2の規定による控除（以下5の3及び5の4(2)において「特定寄附金税額控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定寄附金税額控除は、法第72条の25、第72条の26第1項ただし書、第72条の28又は第72条の31第2項若しくは第3項の申告に係る事業税額から行うものであり、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、当該控除を付加価値割、資本割及び所得割から行う場合には、所得割、付加価値割、資本割及び所得割の順に行うことに留意すること。（法附則9の2の2①）

また、事業税額からの税額控除としては、まず特定寄附金税額控除をし、次に仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約

の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(法附則9の2の2③)

(2) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額(2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第72条の48第3項に規定する事業税の分割基準により按分して計算した金額)の100分の20に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度の法第72条の24の7第1項から第4項までの規定により計算した事業税額の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。(法附則9の2の2①)

(3) 略

の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(法附則9の2の2③)

(2) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額(2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第72条の48第3項に規定する事業税の分割基準により按分して計算した金額)の100分の10に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度の法第72条の24の7第1項から第3項までの規定により計算した事業税額の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。(法附則9の2の2①)

(3) 略

5の4 道府県は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度において、付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額が平成28年3月31日現在の税率を用いて計算した付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額に相当する額を超える場合は、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第5条第2項から第8項までの規定による控除(以下5の4において「平成28年改正法附則第5条の規定による控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 平成28年改正法附則第5条の規定による控除は、各事業年度の法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の確定申告に係る事業税額から行うものであり、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、当該控除を付加価値割、資本割から行う場合には、付加価値割、資本割の順に行うことに留意すること。

9の6 削除

9の14 主たる事務所等所在地の道府県知事が課税標準の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定を行った場合においては、その旨を関係道府県知事に通知するものであるが、次の諸点に留意すること。

ア及びイ 略

ウ 外形対象法人、収入金額課税法人（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業を行う法人を除く。）及び連結申告法人の所得及び付加価値額（単年度損益に限る。）に係る通知の内容である計算及び減免又は不徴収の取扱いについても、おおむね、法人税の計算及び減免又は不徴収の取扱いに準じて行うものであること。

第10 法人の事業税の市町村に対する交付

10 法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。以下この項において同じ。）の交付額の算定及びその市町村に対する交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(5) 略

(6) 令和元年度 から令和4年度 において、次のとおり経過措置が講じられていることに留意すること。

ア 令和元年度 に限り、法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、同年度内に交付しないで、令和2年度 に交付すべき法人事業税交付金に加算して交付すること。（平成28年改正法附則6①）

イ 令和2年度 における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、その交付率は100分の3.4とし、各市町村の法人税割額又は都民税の法人税割

9の6 法第72条の48第9項第1号の小売電気事業の用に供するための電気を発電するものには、電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業を行う法人で専ら同項第7号に規定する電力量調整供給、同項第8号イに規定する最終保障供給又は同号ロに規定する離島供給の用に供するための電気を発電するものは含まないものであること。（法72の48⑨I）

9の14 主たる事務所等所在地の道府県知事が課税標準の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定を行った場合においては、その旨を関係道府県知事に通知するものであるが、次の諸点に留意すること。

ア及びイ 略

ウ 外形対象法人 _____
_____及び連結申告法人の所得及び付加価値額（単年度損益に限る。）に係る通知の内容である計算及び減免又は不徴収の取扱いについても、おおむね、法人税の計算及び減免又は不徴収の取扱いに準じて行うものであること

第10 法人の事業税の市町村に対する交付

10 法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。以下この項において同じ。）の交付額の算定及びその市町村に対する交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(5) 略

(6) 平成31年度から平成34年度 において、次のとおり経過措置が講じられていることに留意すること。

ア 平成31年度 に限り、法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、同年度内に交付しないで、平成32年度 に交付すべき法人事業税交付金に加算して交付すること。（平成28年改正法附則6①）

イ 平成32年度 における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、その交付率は100分の3.4とし、各市町村の法人税割額又は都民税の法人税割

額により按分して得た額を交付すること。なお、令和2年度に限り、8月に交付すべき額は当該年度の前年度10月から当該年度7月までを算定期間とすること。（平成28年改正法附則6②、平成31年改正令附則3①）

ウ 令和3年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の7.7を乗じて得た額の3分の2を法人税割額で、他の3分の1を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。（平成28年改正法附則6③、平成31年改正令附則3②）

エ 令和4年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の7.7を乗じて得た額の3分の1を法人税割額で、他の3分の2を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。（平成28年改正法附則6③、平成31年改正令附則3③）

第4章 地方消費税

第5 徴収取扱費

- 9 地方消費税に係る徴収取扱費の支払については、次の諸点に留意すること。
- (1) 貨物割にあつては国から通知された令第35条の17第1項に規定する徴収取扱費基礎額（同項に規定する徴収取扱費算定期間内に法第72条の103第3項の規定により道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該各徴収取扱費算定期間内に法第72条の104の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第72条の105第2項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の22分の10に相当する額）に100分の0.65を乗じて得た金額を、国からの通知があった日から30日以内に支払うものであること。（法72の113）
- (2) 譲渡割にあつては国から通知された令附則第6条の11第1項に規定する徴収取扱費基礎額（同項に規定する徴収取扱費算定期間内に法附則第9条の6第3項の規定により道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該各

額により按分して得た額を交付すること。なお、平成32年度に限り、8月に交付すべき額は当該年度の前年度10月から当該年度7月までを算定期間とすること。（平成28年改正法附則6②、平成31年改正令附則3①）

ウ 平成33年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の7.7を乗じて得た額の3分の2を法人税割額で、他の3分の1を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。（平成28年改正法附則6③、平成31年改正令附則3②）

エ 平成34年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の7.7を乗じて得た額の3分の1を法人税割額で、他の3分の2を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。（平成28年改正法附則6③、平成31年改正令附則3③）

第4章 地方消費税

第5 徴収取扱費

- 9 地方消費税に係る徴収取扱費の支払については、次の諸点に留意すること。
- (1) 貨物割にあつては国から通知された令第35条の17第1項に規定する徴収取扱費基礎額（同項に規定する徴収取扱費算定期間内に法第72条の103第3項の規定により道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該各徴収取扱費算定期間内に法第72条の104の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第72条の105第2項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の22分の10に相当する額）に100分の0.60を乗じて得た金額を、国からの通知があった日から30日以内に支払うものであること。（法72の113）
- (2) 譲渡割にあつては国から通知された令附則第6条の11第1項に規定する徴収取扱費基礎額（同項に規定する徴収取扱費算定期間内に法附則第9条の6第3項の規定により道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該各

徴収取扱費算定期間内に法附則第9条の7の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し法附則第9条の8第2項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。)の22分の10に相当する額)に100分の0.55を乗じて得た金額を、国からの通知があつた日から30日以内に支払うものであること。(法附則9の14)

- (3) なお、9(1)及び(2)による徴収取扱費の算定については、令和2年3月から5月までの徴収取扱費算定期間から適用されることとなるほか、令和3年3月までの間は、「22分の10」とあるのは「21分の10」となることに留意すること。ただし、令和2年3月から5月までの徴収取扱費算定期間においては、3月分については「22分の10」とあるのを「17分の10」として改正前の算定方法、4月から5月分については「22分の10」とあるのを「21分の10」として9(1)及び(2)の算定方法を適用し、それぞれの算定方法により算定した額の合算額を徴収取扱費とすることに留意すること。(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)附則5)

第6 地方消費税の清算

10 地方消費税の清算については、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) なお、令和3年3月までの間は、10(1)中「22分の10」とあるのは「21分の10」と、10(2)中「22分の12」とあるのは「21分の11」となることに留意すること。(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。))附則13②)

第7 地方消費税の市町村に対する交付

11 地方消費税の市町村に対する交付については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

徴収取扱費算定期間内に法附則第9条の7の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し法附則第9条の8第2項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。)の22分の10に相当する額)に100分の0.60を乗じて得た金額を、国からの通知があつた日から30日以内に支払うものであること。(法附則9の14)

- (3) なお、平成32年3月までの間は、9(1)及び(2)中「22分の10」とあるのは「17分の10」となることに留意すること。(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第316号)附則4②～④)

第6 地方消費税の清算

10 地方消費税の清算については、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) なお、平成32年3月までの間は、10(1)中「22分の10」とあるのは「17分の10」と、10(2)中「22分の12」とあるのは「17分の7」となることに留意すること。(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。))附則13①)

第7 地方消費税の市町村に対する交付

11 地方消費税の市町村に対する交付については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) なお、令和3年3月までの間は、11(1)中「22分の10」とあるのは「21分の10」と、11(2)中「22分の12」とあるのは「21分の11」となることに留意すること。(地方税法等改正法附則13②)

第8 地方消費税の使途

12 地方消費税の使途については、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) なお、令和3年3月までの間は、12(1)中「22分の12」とあるのは、「21分の11」となることに留意すること。(地方税法等改正法附則13②)

第5章 不動産取得税

第1 納税義務者及び課税客体

2 不動産取得税の課税客体は不動産の取得であるが、「不動産」の意義については、次の諸点に留意すること。(法73)

(1)～(6) 略

(7) 市町村が、法第343条第10項に規定する特定附帯設備のうち家屋に属する部分を、同項の規定により家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する場合であっても、不動産取得税については、従前のおり当該部分は家屋として課税すること。

なお、この場合における固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産の価格の決定については、道府県は、法第73条の21第1項に規定するその他特別の事情があるものとして価格を決定するものとする。

第2 課税標準

15 法附則第11条第10項の課税標準の特例規定が適用されるのは、農業協同組合等特定の者が取得する保管、生産又は加工の用に供する家屋及び共同計算センターに限られるものであるが、その取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。

(法附則11⑩、令附則7⑫・⑬)

(3) なお、平成32年3月までの間は、11(1)中「22分の10」とあるのは「17分の10」と、11(2)中「22分の12」とあるのは「17分の7」となることに留意すること。(地方税法等改正法附則13①)

第8 地方消費税の使途

12 地方消費税の使途については、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) なお、平成32年3月までの間は、12(1)中「22分の12」とあるのは、「17分の7」となることに留意すること。(地方税法等改正法附則13①)

第5章 不動産取得税

第1 納税義務者及び課税客体

2 不動産取得税の課税客体は不動産の取得であるが、「不動産」の意義については、次の諸点に留意すること。(法73)

(1)～(6) 略

(7) 市町村が、法第343条第9項に規定する特定附帯設備のうち家屋に属する部分を、同項の規定により家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する場合であっても、不動産取得税については、従前のおり当該部分は家屋として課税すること。

なお、この場合における固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産の価格の決定については、道府県は、法第73条の21第1項に規定するその他特別の事情があるものとして価格を決定するものとする。

第2 課税標準

15 法附則第11条第11項の課税標準の特例規定が適用されるのは、農業協同組合等特定の者が取得する保管、生産又は加工の用に供する家屋及び共同計算センターに限られるものであるが、その取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。

(法附則11⑪、令附則7⑬・⑭)

(1)及び(2) 略

16 法附則第11条第1項及び第11条の4第3項に規定する「サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅」については、契約方式が賃貸借契約であるものに限るものであること。(法附則11⑩、法附則11の4③)

第3 賦課徴収

22 新築の特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額措置の運用については、次の諸点に留意すべきものであること。(法73の24、法附則10の2②、令附則6の17②)

(1)～(3) 略

(4) 土地を取得した日から2年以内(土地の取得が平成16年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、3年(土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、4年)以内)に特例適用住宅が新築されたかどうか又は土地を取得した日前1年の期間内に特例適用住宅が新築されていたかどうかの認定については、その実態に応じて判断すること。

(5)～(7) 略

第4 宅地評価土地の取得に対する特例

30 平成30年度の固定資産税の評価替えに関連し、宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額としているが、宅地評価土地とは、地目が宅地であるもの及び地目が宅地以外となっている土地でその価格がその土地と状況が類似する宅地に比準して求められるものをいうものであり、固定資産税にいう宅地評価土地の意義と同一であること。(法附則11の5)

第6章 道府県たばこ税

第3 課税標準

(1)及び(2) 略

16 法附則第11条第1項及び第11条の4第3項に規定する「サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅」については、契約方式が賃貸借契約であるものに限るものであること。(法附則11⑫、法附則11の4③)

第3 賦課徴収

22 新築の特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額措置の運用については、次の諸点に留意すべきものであること。(法73の24、法附則10の2②、令附則6の17②)

(1)～(3) 略

(4) 土地を取得した日から2年以内(土地の取得が平成16年4月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、3年(土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、4年)以内)に特例適用住宅が新築されたかどうか又は土地を取得した日前1年の期間内に特例適用住宅が新築されていたかどうかの認定については、その実態に応じて判断すること。

(5)～(7) 略

第4 宅地評価土地の取得に対する特例

30 平成30年度の固定資産税の評価替えに関連し、宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額としているが、宅地評価土地とは、地目が宅地であるもの及び地目が宅地以外となっている土地でその価格がその土地と状況が類似する宅地に比準して求められるものをいうものであり、固定資産税にいう宅地評価土地の意義と同一であること。(法附則11の5)

第6章 道府県たばこ税

第3 課税標準

マウスピース等の重量を含む。)は、原則として1本ごとに計量するものとする。ただし、製造たばこ製造者又は特定販売業者において、標準的な重量としているものがある場合で、当該重量が適正であると認められるときは、当該重量を当該葉巻たばこの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

この場合、計量した重量にグラム位未満の端数がある場合は、グラム位未満2位以下を切り捨てグラム位未満1位にとどめるものであること。

なお、卸売販売業者等が、国たばこ税に関して計量された重量を当該製造たばこの重量として提示した場合で、当該提示に係る重量が適正であると認められるときは、当該提示に係る重量を当該製造たばこの重量として取り扱って差し支えないものであること。

イ アにより計量した1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ（令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間における売渡し等に係る葉巻たばこについては、1本当たりの重量が0.7グラム未満のもの）を「軽量な葉巻たばこ」とすること。

(2) 軽量な葉巻たばこの本数換算

ア 売渡し等に係る軽量な葉巻たばこの品目ごとの本数を計算すること。

この場合、数本の軽量な葉巻たばこが個装等に収容されている場合には、品目ごとの個装等の収容本数に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの本数を計算すること。

イ アにより計算した品目ごとの本数を合計し、その1本を紙巻たばこの1本（令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間における売渡し等に係るものについては、紙巻たばこの0.7本）に換算して計算すること。

この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(3) 軽量な葉巻たばこ以外の葉巻たばこの本数換算

ア (1)により計量した品目ごとの1本当たりの重量に、売渡し等に係る本数を乗じて、品目ごとの総重量を計算すること。

また、数本の葉巻たばこが収容された個装等ごとの重量を、収容された1本ごとの重量（(1)アによりグラム位未満1位にとどめた重量）に収容本数を乗じて得た重量とし、個装等ごとの重量に、売渡し等に係る個装等の数量を乗じて、品目ごとの総重量を計算することとして差し支えないものであること。

イ アにより計算した品目ごとの総重量を区分ごとに合計し、その合計数量を紙巻たばこの本数に換算し、製造たばこの区分ごとの本数を計算すること。

なお、紙巻たばこの本数に換算する場合において、1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものであること。

(4) (2)により計算した軽量な葉巻たばこの本数と(3)により計算したそれ以外の葉巻たばこの本数を合計すること。

(5) (2)及び(3)の計算は、1月分をまとめて行っても差し支えないものであること。

10 加熱式たばこの本数への換算方法等

(1) 略

(2) 次に掲げる期間における売渡し等に係る加熱式たばこの課税標準は、法第74条の4第3項第1号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「旧重量換算本数」という。）、同項第2号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「新重量換算本数」という。）及び同項第3号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「小売定価等換算本数」という。）のそれぞれに、次に掲げる期間に応じそれぞれ次に掲げる一定の率を乗じて計算した本数の合計数となることに留意すること。

この場合、当該一定の率を乗じて計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

なお、旧重量換算本数は、9により算出し、新重量換算本数及び小売定価等換

10 加熱式たばこの本数への換算方法等

(1) 略

(2) 次に掲げる期間における売渡し等に係る加熱式たばこの課税標準は、法第74条の4第3項第1号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「旧重量換算本数」という。）、同項第2号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「新重量換算本数」という。）及び同項第3号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「小売定価等換算本数」という。）のそれぞれに、次に掲げる期間に応じそれぞれ次に掲げる一定の率を乗じて計算した本数の合計数となることに留意すること。

この場合、当該一定の率を乗じて計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

なお、旧重量換算本数は、9により算出し、新重量換算本数及び小売定価等換

ゴルフ競技（公式練習を含む。）に参加する選手の氏名、住所、当該選手が利用するゴルフ場の名称、所在地、競技日程その他この規定の適用に当たって必要となる事項を記載すべきものであること。

(6)～(9) 略

(10) 法附則第12条の2に規定する「国際競技大会」とは、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第27条第1項の規定による措置その他の我が国への招致又は開催の支援のための措置を講ずることが閣議において決定され、又は了解されたものをいうこと。

なお、令和2年4月1日現在においては、2020年東京オリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西及び2026年第20回アジア競技大会が該当するものであること。

また、今後新たに該当する国際競技大会がある場合は、おって通知するものであること。

(11) 国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者が発行する証明書には、国際競技大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）に参加する選手の氏名、当該選手が利用するゴルフ場の名称、所在地、競技日程その他この規定の適用に当たって必要となる事項を記載すべきものであること。

(12) (4)、(5)及び(11)にいう「公式練習」とは、一般に、各競技会において主催者等が定める競技規定等であらかじめ示される期間における練習をいうこと。

第9章 軽油引取税

第1節 通則

第1 課税客体等

2 軽油

軽油引取税の課税対象である軽油については、一般に軽油として市販されているものを捉えようとする趣旨から、法律及び政令において、比重、分留性状90パーセント留出温度、残留炭素分又は引火点によって、一定範囲の炭化水素油を規定し

ゴルフ競技_____に参加する選手の氏名、住所、当該選手が利用するゴルフ場の名称、所在地_____その他この規定の適用に当たって必要となる事項を記載すべきものであること。

(6)～(9) 略

第9章 軽油引取税

第1節 通則

第1 課税客体等

2 軽油

軽油引取税の課税対象である軽油については、一般に軽油として市販されているものを捉えようとする趣旨から、法律及び政令において、比重、分留性状90パーセント留出温度、残留炭素分又は引火点によって、一定範囲の炭化水素油を規定し

たのであるが、具体的には、元売業者又は特約業者が通常軽油として取引しているものを課税対象として取り扱うことが適当であること。

なお、その認定に当たっては、次の諸点に留意するものであること。（法144①I、令43①・②）

(1)及び(2) 略

(3) 0.8017及び0.8762の比重は、常温における比重であるから、温度差による比重換算に当たっては、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条に規定する日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）による「燃料油の温度に対する密度換算表」を参照すること。

(4) 法律において規定する範囲の比重を有する炭化水素油には、軽油のほか一般に灯油及び重油と称せられるものの相当部分が含まれることとなるので、政令において、分留性状90パーセント留出温度、残留炭素分又は引火点によって、これらの灯油及び重油を課税対象とならないように規定しているのであるが、この場合において次の諸点に留意すること。

(ア) 分留性状90パーセント留出温度、残留炭素分又は引火点の試験の方法は、日本産業規格による分留試験、残留炭素分試験及び引火点試験をいうのであるが、現実に課税対象から除外されるものであるか否かについて問題が生じた場合においては、その最終的認定については、専門的技術的な知識を必要とするので、分析機関に委託する等、適切な措置を講ずること。

(イ) 略

3 元売業者

(1) 元売業者の指定を申請しようとする者は、申請書をその者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならないものであるが、この場合については、次の諸点に留意するものであること。（法144の7①・③）

ア 略

たのであるが、具体的には、元売業者又は特約業者が通常軽油として取引しているものを課税対象として取り扱うことが適当であること。

なお、その認定に当たっては、次の諸点に留意するものであること。（法144①I、令43①・②）

(1)及び(2) 略

(3) 0.8017及び0.8762の比重は、常温における比重であるから、温度差による比重換算に当たっては、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条に規定する日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）による「燃料油の温度に対する密度換算表」を参照すること。

(4) 法律において規定する範囲の比重を有する炭化水素油には、軽油のほか一般に灯油及び重油と称せられるものの相当部分が含まれることとなるので、政令において、分留性状90パーセント留出温度、残留炭素分又は引火点によって、これらの灯油及び重油を課税対象とならないように規定しているのであるが、この場合において次の諸点に留意すること。

(ア) 分留性状90パーセント留出温度、残留炭素分又は引火点の試験の方法は、日本工業規格による分留試験、残留炭素分試験及び引火点試験をいうのであるが、現実に課税対象から除外されるものであるか否かについて問題が生じた場合においては、その最終的認定については、専門的技術的な知識を必要とするので、分析機関に委託する等、適切な措置を講ずること。

(イ) 略

3 元売業者

(1) 元売業者の指定を申請しようとする者は、申請書をその者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならないものであるが、この場合については、次の諸点に留意するものであること。（法144の7①・③）

ア 略

イ 令第43条の7各号に規定する指定要件

(ア) 略

(イ) 令第43条の7第2号ロに規定する「その取消しの原因となった事実があった日」とは、例えば、次に掲げる日をいうものであること。

a 及び b 略

c 法第2章第7節の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第22条の28第1項の規定により通告処分を受けた場合には、その違反した事実のあった日

(ウ) 略

ウ及びエ 略

(2)及び(3) 略

10 みなす課税

(1) 法第144条の3第1項各号に掲げる軽油の消費、譲渡又は輸入が行われる場合においては、当該軽油の消費、譲渡又は輸入を軽油の引取りとみなして、軽油引取税が課されるのであるが、同条の「消費」とは、通常の消費のみならず、原料としての消費をも含むものであり、「譲渡」とは、有償たると無償たるとを問わず、当事者間の契約によって所有権を他人に移転することをいうものであり、「輸入」とは関税法第2条に規定する輸入と同義であること（同法第67条の輸入の許可を受ける場合には、当該許可を受けることをいうものであること。）

。なお、法第144条の3第1項第3号の「他の者」とは、当該者以外の者をいうものであって、他の免税軽油使用者も含まれるものであること。また、同項第5号の「製造」とは、混和して製造するもののみならず、廃油の再生又は原油の精製によるものも含まれるものであること。

(2)及び(3) 略

第2 課税標準等

イ 令第43条の7各号に規定する指定要件

(ア) 略

(イ) 令第43条の7第2号ロに規定する「その取消しの原因となった事実があった日」とは、例えば、次に掲げる日をいうものであること。

a 及び b 略

c 法第2章第7節の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第1章第16節の規定により通告処分を受けた場合には、その違反した事実のあった日

(ウ) 略

ウ及びエ 略

(2)及び(3) 略

10 みなす課税

(1) 法第144条の3第1項各号に掲げる軽油の消費、譲渡又は輸入が行われる場合においては、当該軽油の消費、譲渡又は輸入を軽油の引取りとみなして、軽油引取税が課されるのであるが、同条の「消費」とは、通常の消費のみならず、原料としての消費をも含むものであり、「譲渡」とは、有償たると無償たるとを問わず、当事者間の契約によって所有権を他人に移転することをいうものであり、「輸入」とは関税法第2条に規定する輸入と同義であること（同法第67条の輸入の許可を受ける場合には、当該許可を受けることをいうものであること。）

。なお、同条第3号の「他の者」とは、当該者以外の者をいうものであって、他の免税軽油使用者も含まれるものであること。また、同条第5号の「製造」とは、混和して製造するもののみならず、廃油の再生又は原油の精製によるものも含まれるものであること。

(2)及び(3) 略

第2 課税標準等

1 2 課税免除

(1) 略

(2) 石油化学製品を製造する事業を営む者が行う一定の石油化学製品の原料の用途その他一定の用途に供する軽油の引取り及び令和3年3月31日までに行われる一定の軽油の引取りについては軽油引取税を課さないこととされているが、これらの取扱いについては、別途「軽油引取税の課税免除について」（平成21年4月1日総税都第20号）により了知されたいこと。（法144の6、附則12の2の7、令43の6、令附則10の2の2）

1 5 徴税吏員の質問検査権

法第144条の11に規定する徴税吏員の質問検査権の行使に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の11）

(1)及び(2) 略

(3) 必要最少限度の数量を見本品として採取する場合には、小さなドラム缶、たる及びブリキ缶については単純な汲み取り等によっても比重は大差ないが、タンク車又は油槽所タンク等については、上部と下部において比重の相異が大きいので特に留意すること。

なお、採取に当たっては、日本産業規格の「原油及び石油製品試料採取方法K2251」に定められた方法によることが適当であること。（法144の11③）

第2節 徴収

第6 製造等の承認を受ける義務等

2 5 製造等の承認を受ける義務等に関する罪

1 2 課税免除

(1) 略

(2) 石油化学製品を製造する事業を営む者が行う一定の石油化学製品の原料の用途その他一定の用途に供する軽油の引取り及び平成33年3月31日までに行われる一定の軽油の引取りについては軽油引取税を課さないこととされているが、これらの取扱いについては、別途「軽油引取税の課税免除について」（平成21年4月1日総税都第20号）により了知されたいこと。（法144の6、附則12の2の7、令43の6、令附則10の2の2）

1 5 徴税吏員の質問検査権

法第144条の11に規定する徴税吏員の質問検査権の行使に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の11）

(1)及び(2) 略

(3) 必要最少限度の数量を見本品として採取する場合には、小さなドラム缶、たる及びブリキ缶については単純な汲み取り等によっても比重は大差ないが、タンク車又は油槽所タンク等については、上部と下部において比重の相異が大きいので特に留意すること。

なお、採取に当たっては、日本工業規格の「原油及び石油製品試料採取方法K2251」に定められた方法によることが適当であること。（法144の11③）

第2節 徴収

第6 製造等の承認を受ける義務等

2 5 製造等の承認を受ける義務等に関する罪

(1) 法第144条の33第2項に規定する「前項の犯罪に係る炭化水素油」とは、次に掲げる炭化水素油をいうものであること。（法144の33②）

ア 法第144条の32第1項の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された炭化水素油

(1) 法第144条の33第2項に規定する「情を知つて」とは、提供し又は運搬する資金、土地、建物、艦船、車両、設備、機械、器具、原材料又は薬品が同条第1項の罪の用に供されるものであることを知りながらという意味であること。

(法144の33②)

(2) 法第144条の33第3項に規定する「第1項の犯罪に係る炭化水素油」とは、次に掲げる炭化水素油をいうものであること。(法144の33③)

ア 法第144条の32第1項の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された炭化水素油

イ 法第144条の32第1項の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに製造された軽油

ウ 偽りその他不正の手段により法第144条の32第1項の承認を受けて軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された炭化水素油

エ 偽りその他不正の手段により法第144条の32第1項の承認を受けて製造された軽油

(3) 略

第10章 自動車税

第3節 種別割

第1 税率等

21 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は同日までに地方税法の施行地外において運行に相当するものの用に供されたことがある自

イ 法第144条の32第1項の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに製造された軽油

ウ 偽りその他不正の手段により法第144条の32第1項の承認を受けて軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された炭化水素油

エ 偽りその他不正の手段により法第144条の32第1項の承認を受けて製造された軽油

(2) 法第144条の33第2項に規定する「情を知つて」とは、提供し又は運搬する資金、土地、建物、艦船、車両、設備、機械、器具、原材料又は薬品が同条第1項の罪の用に供されるものであることを知りながらという意味であること。

(法144の33②)

(3) 略

第10章 自動車税

第3節 種別割

第1 税率等

21 平成31年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は同日までに地方税法の施行地外において運行に相当するものの用に供されたことがある自

家用の乗用車であって令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の標準税率は、法第177条の7第1項の規定にかかわらず、法附則第12条の4第1項の規定を適用すること。（法177の7①、法附則12の4①）

第16章 狩猟税

5 特例措置の対象となる次に掲げる狩猟者の登録は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）の狩猟者登録の区分に対応するものであることに留意すること。

(1) 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われる対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録（法附則32①）

(2) 平成27年5月29日から令和6年3月31日までの間に行われる認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録（法附則32②）

(3) 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間において、狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下「許可捕獲等」という。）を行った者が受ける狩猟者の登録（法附則32の2①）

(4) 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間において、狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法に規定する従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する法人の監督の下に、許可捕獲等に従事する者をいう。）として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録（法附則32の2②）

家用の乗用車であって平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の標準税率は、法第177条の7第1項の規定にかかわらず、法附則第12条の4第1項の規定を適用すること。（法177の7①、法附則12の4①）

第16章 狩猟税

5 特例措置の対象となる次に掲げる狩猟者の登録は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）の狩猟者登録の区分に対応するものであることに留意すること。

(1) 平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間に行われる対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録（法附則32①）

(2) 平成27年5月29日から平成36年3月31日までの間に行われる認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録（法附則32②）

(3) 平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間において、狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下「許可捕獲等」という。）を行った者が受ける狩猟者の登録（法附則32の2①）

(4) 平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間において、狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法に規定する従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する法人の監督の下に、許可捕獲等に従事する者をいう。）として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録（法附則32の2②）